

## 第15次地名地番整備地域説明会における質問事項

| 日程        | 対象地域               | 参加人数 | 質問・要望事項   | 回答   |
|-----------|--------------------|------|---|--|
| 6月24日(火)  | 台原<br>東5<br>東22    | 14   | <b>【地名地番全般】</b><br>①街区の中で実施する優先順位はあるのか。<br>②何年位までに実施予定なのか。(同様1件)<br>③計画道路は、丁目割するときに勘案していくのか。<br>④宅地化されていない広い土地は地番を振るときにはどうなるのか。   | ①優先順位はない。ただし、区画整理事業該当地域は事業終了後に実施となる。<br>②区割りと地名が決まってから最低1年から2年はかかるのではないと思われる。<br>③区域の中で丁目の境を計画道路線にするかどうか考えながら進める。<br>④宅地化に関係なく、全筆、一筆ごとに地番が振られる。    |
| 6月25日(水)  | 西2<br>京王<br>二ツ家1丁目 | 7    | <b>【区割りについて】</b><br>⑤東22の区割りは道路がないが、街区割りの方法として矛盾はないのか。<br>⑥台原の南側は違う地名になるのか。<br>⑦緑色の区域(A街区)でも青線内(区画整理地内)は、地番は振られないのか。  | ⑤街区割りの方法が原則だが、該当自治会の要望によりこの区割り案となった。石戸宿や石戸などで民有地で区切られているところもある。<br>⑥この区割り案だと区画整理事業終了後にC街区の地名となる。<br>⑦区画整理事業終了後に地番が振られる。                            |
| 6月26日(木)  | 南団地<br>三菱          | 15   | <b>【町名について】</b><br>⑧町名はどのように決めていくのか。(同様1件)<br>⑨由緒ある地名(「石戸」等)を残してほしい。(同様1件)<br>⑩「下石戸下」は長すぎるので短い地名にしてほしい。対外的に分かりにくく不便である。(同様1件)<br><b>【自治会等について】</b><br>⑪自治会は変わらないというが、行政区も変わらないのか。 | ⑧まずは大字、次に小字、最後に新名称の順で決めていく。<br>⑪原則自治会、行政区はそのまま変わらない。ただし、地域住民の合意が得られるならば編入等是可以。行政は強制しない。  |
| 7月 6日(日)  | 地区指定なし             | 10   | ⑫既に地名地番が実施されたところで、自治会と丁目が入り組んでいるところはあるのか。<br><b>【実施後の手続きについて】</b><br>⑬実施された場合、どんな手続きが必要になるのか。変更するのにお金がかかるのか。自分で手続きしなければならないのか。(同様2件)<br>⑭地名地番後、相続等で一つの土地を分けるときはどうなるのか。            | ⑫石戸、石戸宿、高尾、荒井等、自治会と丁目は一致していない。<br>⑬職権で訂正するものと個人で手続きするものがある。広報でも周知するが、該当する世帯主へ通知をし、地番変更証明書を無料で発行する。<br>⑭現行と同様、〇〇丁目〇番地を2つに分ける場合〇〇丁目〇番地1、〇〇丁目〇番地2となる。 |
| 説明会参加人数合計 |                    | 46   | <b>【その他】</b><br>⑮現在、自分の土地が二つに分かれているが、地名地番で一つになるのか。  | ⑮一筆ごとに地番が振られるので地名地番によって2筆が1筆になることはない。個人で合筆の手続きが必要。   |